

# 発達障害医療支援体制ワーキンググループ

(平成 29 年度)

## 発達障害医療支援体制ワーキング活動報告

広島県地域保健対策協議会 発達障害医療支援体制ワーキンググループ

WG 長 松田 文雄

### I. はじめに

平成 26 年度から「発達障害児（者）医療支援体制に係る検討会」を設置し、診療医の養成に取り組むとともに、医療機関の連携方策などについて課題の共有を図ってきた。現状では、発達障害診療には、専門医療機関において初診までに最大 6 ヶ月以上の待機期間があること、初期の診察や専門的診断後の地域医療を担う医師および、地域の中核となる専門医が不足しており、医療機関相互の連携と機能分化が進展していない状況がある。

また、喫緊の課題である発達障害児の早期把握、早期支援および初診待機期間の短縮などに取り組むため、平成 29 年度のワーキング会議においては、発達障害の医療体制の課題と今後の方向性などについて協議を行った。

### II. 活動内容

発達障害医療支援体制ワーキング会議を 2 回開催し、発達障害の診療実態を把握し課題を明確化するためにアンケート調査を実施した。その結果を踏まえ医療支援体制の整備や、発達障害診療医養成研修のあり方について協議を行った。

#### 1 第 1 回 ワーキング会議

(1) 日時

平成 29 年 6 月 16 日（金）19：30～21：00

(2) 場所

広島県医師会館 3 階 302 会議室

(3) 議題

①発達障害に係る医療支援体制の現況と課題について

②発達障害の診療実態アンケート調査について

③発達障害診療医養成研修について

(4) 協議概要

①発達障害に係る医療支援体制の現況

・発達障害または、疑いのある受診者が増加しており、専門医のいる医療機関では 2 ヶ月から 6 ヶ月間の初診待ち期間が生じている。

・診断だけでなく、福祉制度や年金などの申請に必要な診断書の作成が医師の負担になっている。

#### ②医療連携体制について

・専門医療機関側の課題として、受診者が多く、紹介患者に対してすぐに対応できない現状がある。

・地域のかかりつけ医による対応や専門医との連携内容を具体的に提示する必要がある。

・発達障害の支援は医療機関間の連携だけではなく、医療と保健（子育て）、療育、教育など地域の支援機関との連携体制が必要である。

・ライフステージを通じて、切れ目なく医療を受ける体制を作るには小児科から成人期へのスムーズな医療の連携が必要となり、小児科と精神科の連携体制の構築が必要である。

#### ③診療医の養成について

・発達障害児（者）診療医養成研修について協議を行い委員などが講師として研修へ協力した。

#### 2 第 2 回 ワーキング会議

(1) 日時

平成 29 年 10 月 17 日（火）19：30～21：00

(2) 場所

広島県医師会館 3 階 302 会議室

(3) 議題

①発達障害の医療体制における現状・課題について

②発達障害の医療連携体制の構築に向けた具体的な取組について

(4) 協議概要

①発達障害の医療体制における現状・課題

発達障害の診療実態アンケート調査の結果を踏まえて医療機関の機能分化と連携、医師養成のための診療内容に関する研修、地域の教育、福祉等関係機

関との連携について協議を行い、第7次保健医療計画（精神保健）に県連携拠点や地域連携拠点医療機関、関係機関との連携方策や診療医の養成について反映させるとともに、発達障害医療機関ネットワークの施策化について提言を行った。

### Ⅲ. 平成29年度発達障害の診療実態 アンケート調査結果

#### 1 目的

発達障害の医療体制の現状・課題を検討するとともに県保健医療計画や県障害福祉計画等に記載する今後の発達障害に係る施策の方向性について協議するための基礎資料とする。

#### 2 調査対象

県内の小児科、精神科を標榜する医療機関および広島県ホームページ「発達障害の診療を行っている

医療機関リスト」に掲載済みの医療機関 784 機関

#### 3 調査方法

郵送により調査票を配布し、FAX または電子メールにより回答を依頼した。

#### 4 調査期間

平成29年8月9日～10月10日

#### 5 回答数

336 機関（回答率 42.7%）

#### 6 調査内容

- (1) 発達障害の診療を行っている医療機関数と割合
- (2) 発達障害の診療を行っている医師数と割合
- (3) 診療科目別の医師数
- (4) 診療領域別の医師数, 診療内容別の医療機関数
- (5) 初診待ちの期間
- (6) 診療対象者の年齢
- (7) 発達障害の医療体制

#### 7 調査結果

- (1) 発達障害の診療を行っている医療機関数

発達障害の診療を行う医療機関数は平成27年度調

表1 回答医療機関の状況

圏域	回答機関数			発達障害の診療を行う医療機関数(再掲)		
	診療所	病院	計	診療所	病院	計
広島	110	40	150	36	10	46
広島西	9	8	17	2	3	5
呉	27	12	39	5	1	6
広島中央	20	7	27	4	5	9
尾三	18	13	31	7	6	13
福山・府中	41	19	60	9	5	14
備北	8	4	12	1	3	4
計	233	103	336	64	33	97

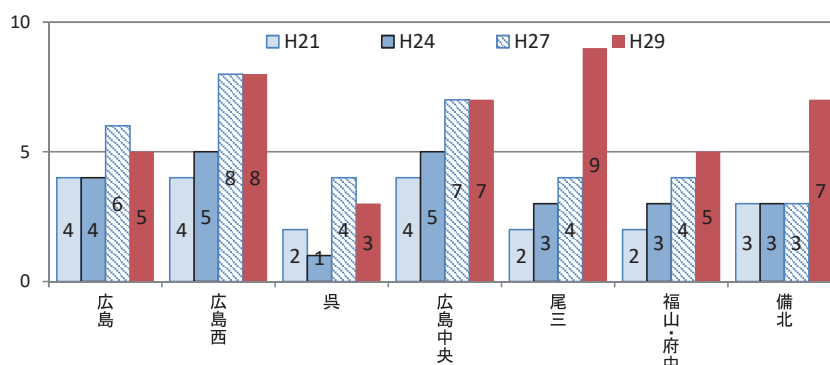
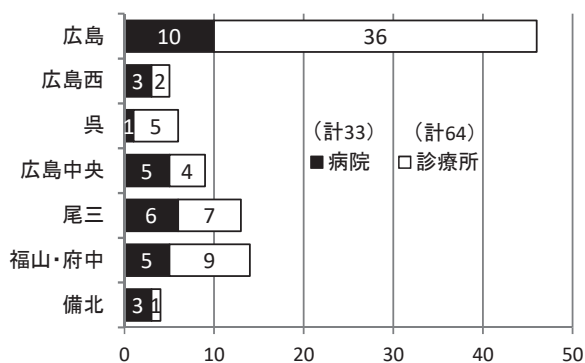


図2 圏域別 人口10万人当たりの医師数

※「人口10万人当たりの医師数」について

- ・「広島県人口移動統計調査」の推計人口を用いて計算した。H29年度は、前年の人口を利用した。（利用した人口…H21年度：H21年9月1日、H24年度：H25年1月1日、H27年度：H27年12月1日、H29年度：H28年10月1日）
- ・全県（圏域）の数字は、県（圏域）内の人口で割った数で算出しているため、各市町の合計の数とはならない。

査と比較すると尾三、備北圏域では増加しているが広島、広島西、呉圏域では減少している。医療機関数は、病院 33 機関、診療所 64 機関であり計 97 機関であった（図 1）。

(2) 発達障害の診療を行っている医師数

県内で診療を行っている医師の数は 158 人である。平成 27 年度調査と比較すると全県では 11 人増加している。圏域別では広島中央、尾三、福山、備北圏域で増加しており、広島、広島西、呉圏域では減少している。人口 10 万人当たりの医師数は全県で 6 人であり、圏域別で最も多いのは尾三圏域で 9 人、最も少ないのは呉圏域で 3 人であった（表 2、図 2）。

表 2 発達障害の診療を行っている医師数

圏域	H27 年度		H29 年度		増減
	医師数	人口 10 万人当たりの医師数	医師数	人口 10 万人当たりの医師数	
広島	78	6	75	5	△ 3
広島西	11	8	8	6	△ 3
呉	9	4	7	3	△ 2
広島中央	15	7	16	7	1
尾三	10	4	22	9	12
福山・府中	21	4	24	5	3
備北	3	3	6	7	3
全県	147	5	158	6	11

(3) 診療科目別の医師数

全県では、発達障害の診療を行っている医師の数は 158 人であり、約 5 割が「小児科」「小児心療科・児童精神科」といった小児・児童を対象とした機関であった（図 3）。

(4) 診療領域別の医師数、診療内容別の医療機関数

診療を行っている医師の 158 人のうち約 9 割が「広汎性発達障害」「注意欠陥多動性障害」を診療しており、「学習障害」は 6 割、「発達障害に併発している精神障害」が 7 割である。診療内容別の医療機関数では平成 27 年度の調査と比較すると「診断」「療育

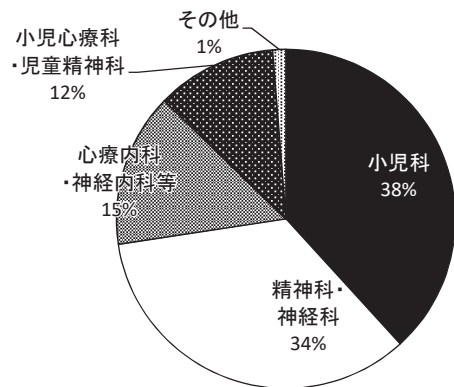


図 3 発達障害の診療を行う医師数の診療科別割合 (H29 全医師数 158 人)

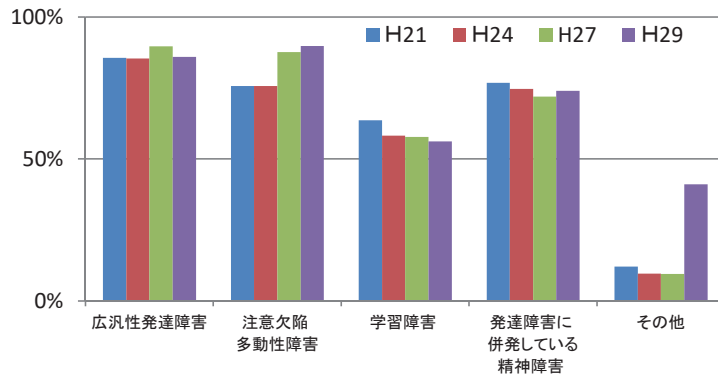


図 4-1 診療領域別の医師の割合

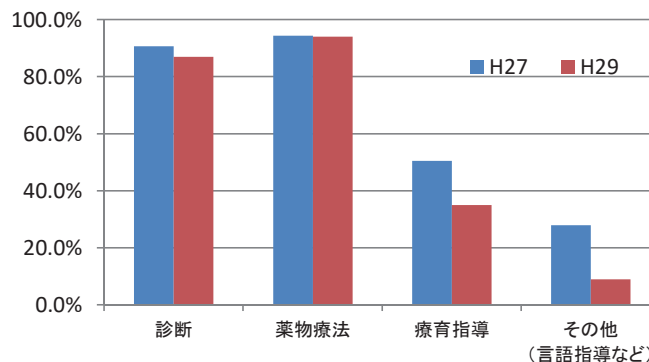


図 4-2 診療内容別の医療機関数の割合

指導」の割合が減少している（図4-1，図4-2）。

(5) 初診待ちの期間

全県では6割を超える医師で初診待ち期間が発生しており，待ち期間ありの医師数の割合は平成27年

度の調査と比べて増加している。最長の待ち時間は12ヵ月であった（図5，表3）。

(6) 診療対象者の年齢

診療を行っている医療機関96機関のうち全年齢に

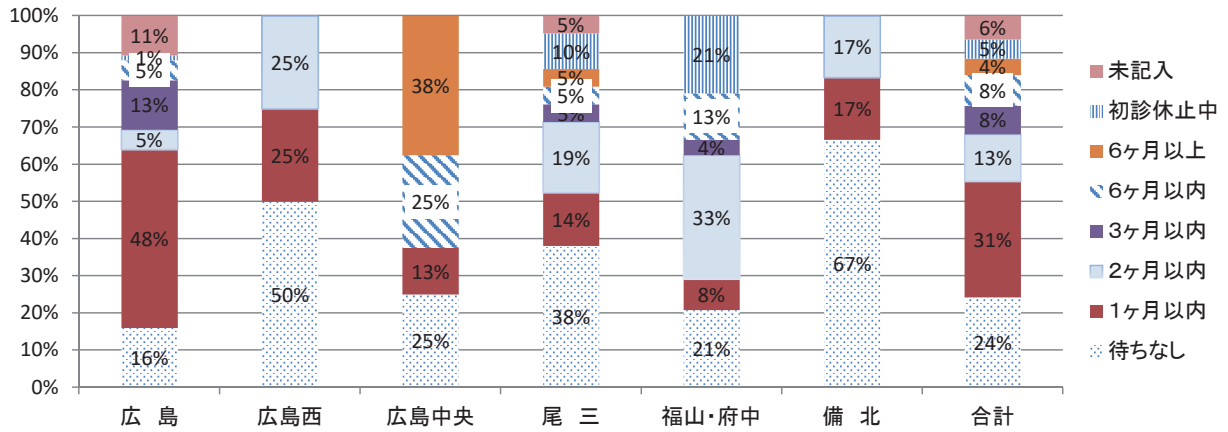


図5 初診待ち期間別の医師数の割合 (H29年7月末)

表3 医師の初診待ち期間 (医師数)

圏域	待ち期間なし	待ち期間あり	初診待機期間 (再掲)					初診休止中	未記入
			2ヵ月未満	2ヵ月～3ヵ月未満	3ヵ月～4ヵ月未満	4～6ヵ月未満	6ヵ月以上		
広島	12	54	36	4	10	4		1	8
広島西	4	4	2	2		0			
呉	1	5	3	1		1			1
広島中央	4	12	2			4	6		
尾三	8	10	3	4	1	1	1	2	1
福山・府中	5	14	2	8	1	3		5	
備北	4	2	1	1					
合計	38	101	49	20	12	13	7	8	10
H29 (N : 157)	24.2%	64.3%	31.2%	12.7%	7.6%	8.3%	4.5%	5.1%	6.4%
H27 (N : 147)	35.4%	53.7%	22.4%	10.9%	6.1%	12.9%	1.4%		10.9%

表4 診療科別 診療対象の年齢 (機関数)

区分	対象制限なし	対象制限あり	対象年齢制限あり (再掲)					
			学童期前	小学校	中学校	高校	18～20歳	20歳以上
小児科	0	33	33	30	27	8	3	1
小児科・精神科	0	3	3	3	3	3	2	1
心療内科	0	20	1	10	11	17	19	19
精神科	4	26	7	10	17	25	27	28
児童精神科・小児心療科	4	4	4	8	8	6	4	5
その他	0	2	2	1	1			
総計	8	88	50	62	67	59	55	54
(% : N 96機関)	8.3%	91.7%	52.1%	64.6%	69.8%	61.5%	57.3%	56.3%

(注) 診療所において，小児科と内科を兼ねている場合は小児科でカウントし，精神科と心療内科 (内科) を兼ねている場合は心療内科でカウントしており，児童精神科と精神科を兼ねている場合は，児童精神科でカウントしている。

表5 発達障害の検査や治療を担う医療スタッフの配置

区分	心理士	精神保健福祉士	作業療法士	言語聴覚士	その他
診療を実施 N：96	50 52.1%	16 16.7%	27 28.1%	20 20.8%	7 7.3%
診療を行っていない N：239	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
計 N：335	51 15.2%	16 4.8%	27 8.1%	20 6.0%	7 2.1%

対応している機関は8機関である。小児科では20歳までを対応しており、精神科や心療内科では高校生以上を対応する機関が多い（表4）。

(7) 発達障害の医療体制

発達障害の診断や治療を担う医療スタッフの配置状況は、診療を実施している医療機関96機関のうち約5割に心理士の配置がされており、精神保健福祉士や作業療法士、言語聴覚士も約2割に配置されている（表5）。

8 調査結果まとめ

(1) 医療機関の状況について

平成27年度調査では診療を行う医療機関数が107機関であったが、平成29年度調査においては97機関と減少している。特に県西部地域において減少しており地域差も見られる。また、診療している医師の人口10万人当たりの数は、全県では6人であるが県内で最も多い圏域は尾三圏域で9人であり、医療機関数と同様な傾向が見られた。初診待ち期間も全県では6割の医師で生じており診療体制の整備が必要である。

(2) 診療状況について

平成27年度調査と比較すると「小児科」「精神科・神経科」において診療を行う医師数の増加がみられている。発達障害への関心の高まりとともに診療を行う医師数の増加につながっている。

(3) 初診待ち期間について

全県では6割を超える医師で初診待ちが発生しており平成27年度調査より増加している。受診者の増加は今後も続くと思われ診療体制、連携の在り方を検討する必要がある。また、診療対象年齢において対象制限をしている医療機関が9割あり、ライフステージを通じて切れ目のない医療が受けられる連携体制が必要である。

IV. ま と め

平成29年度は、発達障害の診療実態アンケート調査を実施し、現状の把握と課題の明確化を行い、今後の取組方針を決定した。

地域のかかりつけ医と専門医が連携した発達障害の医療ネットワークが円滑に機能し発達障害児（者）がライフステージを通じて必要な医療が受けられるためには、具体的に連携する仕組みや検査や治療を担う医療スタッフの育成を図る必要があり、次年度からは①発達障害児の診療におけるかかりつけ医と専門医の役割分担と連携方策（連携時の情報提供内容など）の検討②小児科から児童精神科、精神科への具体的な連携方策の検討③診療医および専門医の養成や医療スタッフの育成等に関する協議を継続する。

## 発達障害の診療実態アンケート調査について

- 「医療機関名」, 「医療機関所在地」, 「記入者御芳名」, 「電話番号」は、御回答の際に必ず、記入をお願いします。
- この調査は、広島県内の発達障害の診療実態を把握するための調査です。  
県内の小児科、精神科、内科を標榜する医療機関及び県ホームページ「発達障害の診療を行っている医療機関」に掲載されている医療機関へ調査票をお送りしています。

調査に御協力くださいますよう、お願い申し上げます。

調査 1	【全医療機関が対象】	⇒発達障害の診療の有無について
調査 2～5	【該当のある医療機関のみ対象】	⇒発達障害の診療の実態について
調査 6～8	【全医療機関が対象】	⇒発達障害に係る医療体制の現状・課題について

- 調査項目 3～8の結果は、統計データとして集計します。  
調査結果は、統計データとして集計し、「広島県地域保健対策協議会小児医療医療体制検討特別委員会発達障害医療支援体制ワーキング」及び「広島県発達障害医療支援体制に係る検討会」において本県の発達障害の医療連携体制及び発達障害児・者診療医養成研修の検討に活用させていただきます。  
平成29年7月末現在の状況を記載してください。

### 【各調査項目について】

#### ■ 調査項目 1

- ・発達障害の診断や薬物療法、療育等を実施している場合は「はい」の枠内に○を記入後、調査項目 2～8を回答してください。
- ・実施していない場合は、「いいえ」の枠内に○を記入して、裏面の調査項目 6～8を回答してください。

(参考)発達障害者支援法における「発達障害」の規定

#### 発達障害者支援法（平成十六年十二月十日法律第一六七号）（抜粋）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 調査項目 2 貴院の発達障害の診療について、調査回答時の状況を記入してください。
  - ・「医療機関名」, 「電話番号」, 「住所」が上記と同様の場合は、医療機関名に「同上」と記入してください。
  - ・発達障害の診療を行っている各医師の診療の状況について、①～⑥の記入をお願いします。医師数に応じて、別紙を活用して追加をしてください。（医師の状況）
  - ・「医療機関の診療内容」, 「その他の特記事項」は、貴院の診療内容等を記載してください。（医療機関の状況）
- 調査項目 3
  - ・調査項目 2の内容を広島県ホームページ「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」へ掲載することについて、御了承の有無を記入してください。  
了承が困難な場合は、その理由を（ ）に記載してください。
- 調査項目 4
  - ・発達障害の医療体制において、初診待機者が全国的に課題になっています。  
本県の状況について把握するため、御協力くださいますようお願いいたします。
- 調査項目 5
  - ・本県の発達障害の受診者数の状況を把握し、今後の養成研修を検討するための資料としますので、平成28年度の発達障害に係る受診者数について記入をお願いします。

■ 調査項目 6～8

- ・貴院が該当する（実施している）内容について、○を記入してください。  
複数の医師の内、1名が実施している場合も○を記入してください。
- ・「◆その他」は、具体的な内容を記入してください。

調査項目	内容
6-(1)-①	市町が行う乳幼児健康診査等への協力の有無について、「未実施」「実施」のいずれかに○を記載し、実施の場合は、協力している健診の内容に○を記入してください。
6-(1)-②	発達障害のスクリーニング検査の実施の有無について、「未実施」「実施」のいずれかに○を記載し、実施している場合はスクリーニング検査の全ての内容に○を記入してください。
6-(1)-③	発達障害の診断や治療に必要な医学的検査の実施について、貴院で実施している全ての検査に○を記入してください。各検査を外部に依頼して実施している場合は、各検査の「外部機関へ依頼」に○を記載してください。
6-(2)-①	発達障害の可能性のある患者への対応について、該当する内容の全てに○を記入してください。
6-(2)-②	発達障害の薬物療法について、貴院で処方している薬物に全てに○を記載してください。
6-(2)-③	発達障害の特性に応じた診療時の対応について、対応している内容の全てに○を記載してください。
6-(2)-④	発達障害児・者や家族の相談や家族教室について、実施している内容の全てに○を記載してください。
6-(2)-⑤	発達障害の専門的な診断・治療における他の医療機関との連携について、該当する項目のいずれか1つに○を記載してください。その他の場合は、具体的な内容を記載してください。
6-(2)-⑥	発達障害の入院治療について、「他機関を紹介」「入院に対応」のいずれかに○を記載し、入院治療を実施している場合、対応している内容の全てに○を記入してください。
6-(2)-⑦	専門的な療育の実施について、「他機関を紹介」「実施」のいずれかに○を記載し、実施の場合は、実施している療育内容の全てに○を記入してください。
6-(2)-⑧	発達障害の検査や治療を担う医療スタッフの配置について、配置されているスタッフの全てに○を記入してください。
6-(2)-⑨	発達障害の診療を行っている専門医、認定医の名称を、全て記載してください。 例 小児科専門医、精神科専門医、小児神経専門医、子どものこころ専門医、心療内科専門医、内科専門医 等
6-(2)-⑩	地域の他機関の医師に対して、発達障害の診療指導・助言及び研修等を行っている場合は、該当する内容の全てに○を記入してください。
6-(2)-⑪	発達障害の研修を受講した医師の有無については、医師の方が平成28年度に受講された研修の全てに○を記入してください。
6-(2)-⑫	発達障害の受診者数を県に報告が可能な場合は「○」、できない場合は「×」を記入してください。
6-(2)-⑬	ライフステージを通して継続した治療を行うため、貴院の診療対象の年齢を超えた患者の方に対して、専門医の紹介をする等、連携している場合は「○」、連携していない場「×」を記入してください。(例) 患者の方が20歳以上になった場合、小児科から精神科へ紹介する等
6-(2)-⑭	発達障害児・者や家族への支援について、保健、医療、福祉、教育、労働、司法等の地域の関係機関と情報共有や協議を行っている場合は「○」を、実施していない場合は「×」を記入してください。
7	発達障害児・者の各診断書の対応状況について、対応している内容の全てに○を記入してください。
8	発達障害の医療連携体制の構築や発達障害に係る診療医養成研修等について、御意見を願います。

- 調査に御協力くださり、ありがとうございました。調査票をお送りいただく場合、調査票の1枚目を送付票にしてお送りください。(別途送付票は、必要ありません)

発達障害の診療実態アンケート調査票

NO 1

広島県障害者支援課(担当 )行き FAX番号 (082) 223-3611  
電子メール fusyoushien@pref.hiroshima.lg.jp

医療機関名				
医療機関所在地	〒	-		
記入者御芳名	様	電話番号	( )	-

この調査は、県内の発達障害の診療実態を把握するための調査です。調査に御協力をお願いいたします。

- 1 発達障害の診断や薬物療法、療育等を行っていますか。該当する欄に○を記入してください。  
※この調査における「発達障害」とは、発達障害者支援法に定義されているものです。(別紙参照)

はい	<input type="checkbox"/>	⇒調査2へお進みください。	いいえ	<input type="checkbox"/>	⇒調査6へお進みください。(裏面)
----	--------------------------	---------------	-----	--------------------------	-------------------

- 2 発達障害の診療について、下記を御記入ください。医師1名に対して、①～⑥を記載してください。  
(④診療日及び⑥診療領域は、該当する欄に○をしてください。)複数場合は、添付の別紙に記載してください。

医療機関名			電話番号			初診予約の必要	有・無
住所	〒	-				紹介状の有無	有・無
医師の情報							
①医師名(敬称略)	②診療科目	③対象年齢	④診療日・診察時間	月	火	水	木
			午前 : ~ :				
			午後 : ~ :				
⑥診療領域	広汎性発達障害(自閉症, アスペルガー症候群など)	注意欠如多動性障害(AD/HD)	学習障害(LD)(コミュニケーション障害を含む)	発達障害に併発している精神障害	その他(Tourette症候群, 発達性協調運動障害など)		備考
①医師名(敬称略)	②診療科目	③対象年齢	④診療日・診察時間	月	火	水	木
			午前 : ~ :				
			午後 : ~ :				
⑥診療領域	広汎性発達障害(自閉症, アスペルガー症候群など)	注意欠如多動性障害(AD/HD)	学習障害(LD)(コミュニケーション障害を含む)	発達障害に併発している精神障害	その他(Tourette症候群, 発達性協調運動障害など)		備考
医療機関の診療内容							
検査	診断	薬物療法	療育	その他			
その他特記事項							
※その他の具体的な内容や外部機関へ依頼している内容、予約時の留意事項などを記載							

- 3 上記、調査2の内容について、県ホームページへの掲載を御了承いただけますか。

該当する欄に○をしてください。 ⇒ 

はい	<input type="checkbox"/>	いいえ	<input type="checkbox"/>
----	--------------------------	-----	--------------------------

  
 ※「いいえ」と回答された機関は、理由を御記入ください。  
 { }

- 4 発達障害の2ヶ月以上初診待機者数を把握するため、貴院の新規患者の内、9月以降の予約患者数を記載してください。調査結果は、統計データとして集計します。(発達障害を限定することが困難な場合は、該当の診療科の予約数を記載してください)

H29年7月末現在の 新規患者の初診予約数	H29年9~10月末	H29年11~12月末	H30年1~3月末

- 5 平成28年度の発達障害に係る受診者数を記載してください。(平成28年4月~平成29年3月末)

年齢	0~6歳未満	6~12歳未満	12~18歳未満	18歳以上	合計
H28 新規 実受診者数(人)					
H28 年間 実受診者数(人)					



(全ての医療機関様 調査への御協力をお願いいたします)

N02

医療機関名	市町名	市・町
-------	-----	-----

6 発達障害の医療体制の現状・課題を検討するために、この調査結果を活用しますので、御協力ください。調査結果は、統計データとして集計します。[該当する項目(又は実施している項目)に全て○を記載してください。◆マークの項目は記述式ですので、具体的な内容を記載ください。]

(1) 検査の状況について

①市町が行う乳幼児健康診査等への協力	未実施	実施	1歳半	3歳児	就学時	◆その他の内容	
②発達障害のスクリーニング検査の実施	未実施	実施	M-CHAT	PARS	ADHD-RS	AQ	◆その他の内容
③発達障害の診断や治療に必要な医学的検査の実施	聴覚検査		発達検査	知能検査	脳画像検査	脳波検査	◆その他の内容
外部機関へ依頼:○							

(2) 発達障害の診療機能及び他機関との連携の状況等について

①発達障害の可能性のある患者への対応	自院で対応	専門医を紹介	医療以外の支援機関を紹介			発達障害者支援センターを紹介	◆その他
②発達障害の薬物療法 ※貴院で処方している薬物に○を記載してください。	アリピプラゾール (コンサータ)	アトモセチン (ストラテラ)	グアンファシン (インチュニブ)	リスパドロン (リスパダール等)	アリピプラゾール (エビリファイ)	◆その他	
③発達障害の特性に応じた診療時の対応	説明の工夫	診療方法の工夫	診療環境の調整	診療時間の配慮	◆その他		
④発達障害児・者や家族の相談や家族教室の実施	電話相談	来院による相談	デイケア	家族教室	ペアレントトレーニング	◆その他	
⑤発達障害の専門的な診断・治療における他の医療機関との連携	確定診断、治療は全て他機関を紹介		一部の年齢、特性(診療領域)は他機関を紹介		全ての年齢、特性(診療領域)に対応可能 薬物療法を他機関と情報共有して実施		
⑥発達障害の入院治療の対応	他機関を紹介	入院に対応	入院治療の状況				
			広汎性発達障害	ADHD	学習障害	併発する精神障害	緊急性のある入院患者の受け入れ
⑦専門的な療育の実施	他機関を紹介	実施	療育の内容				◆その他
			視覚支援・構造化	SST	感覚統合	行動療法	
⑧発達障害の検査や治療を担う医療スタッフの配置	心理士	精神保健福祉士	作業療法士	言語聴覚士	◆その他		
⑨専門医、認定医が発達障害の診療を実施(◆専門医、認定医の名称を記載してください。)	例:小児科専門医、精神科専門医等						
⑩地域の他機関の医師に対して発達障害の診療指導・助言及び研修の実施	相談に対応		研修を実施	陪席研修の実施	◆その他		
⑪発達障害の研修を受講した医師の有無(平成28年度)	県主催の研修	国主催の研修	学会主催の研修	◆その他			
⑫発達障害の受診者数等の診療実績を県に報告できる体制の整備の可否							
⑬ライフステージを通して継続した治療を行うため、他の診療科の医師と連携している(例 小児科と児童精神科や精神科、内科と児童精神科や精神科等の連携、専門医の紹介等)							
⑭発達障害児・者や家族への支援について、保健、医療、福祉、教育、労働、司法等の地域の関係機関と情報共有や協議を行っている							

7 発達障害児・者の各診断書の対応状況について、作成している診断書の回答欄に○印を記入してください。

診断書名	回答欄	診断書名	回答欄
障害児通所施設を利用するための診断書(意見書)		精神障害者保健福祉手帳の診断書	
障害者総合支援法の障害支援区分の認定の意見書		障害年金の診断書	
特別児童扶養手当の認定診断書		就労に関する診断書	
自立支援医療の診断書(精神通院)		◆その他( )	

8 発達障害の医療体制及び医療連携体制の構築等について、御意見を申し上げます。(◆自由記載)

御協力くださり、ありがとうございました。

広島県地域保健対策協議会 発達障害医療支援体制ワーキンググループ

WG長	松田 文雄	松田病院
委員	伊予田邦昭	福山市こども発達支援センター
	大澤多美子	草津病院
	梶梅あい子	広島大学大学院医歯薬保健学研究院小児科
	河野 政樹	障害者療育支援センターわかば療育園
	佐々木伸孝	ささき小児科医院
	白尾 直子	総合精神保健福祉センター
	杉原 雄三	こどもクリニック八本松
	高橋 康太	おひさまこどもクリニック
	田邊 道子	たなべ小児科
	堂面 政俊	堂面医院
	林 優子	県立大学保健福祉学部附属診療所
	町野 彰彦	広島大学大学院医歯薬保健学研究院精神神経科
	山崎 正数	広島県医師会
	山根希代子	西部こども療育センター
	淀川 良夫	子鹿医療療育センター
	渡邊 弘司	広島県医師会
	西本 朋子	広島市発達障害者支援センター
	石井 剛	広島市こども未来局こども・家庭支援課
	西村 浩二	広島県発達障害者支援センター
	原田 勉	広島県健康福祉局障害者支援課